



# 鳥取県公報

平成 24 年 4 月 20 日 (金)  
第 8 3 8 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県製造業流通調査の実施 (298) (統計課) . . . . . 2
	土地収用法による土地の立入り (2件) (299・300) (技術企画課) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の廃止 (301) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (302) (〃) . . . . . 4
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (303) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (304) (〃) . . . . . 4
	森林病虫害の駆除命令 (305) (西部総合事務所農林局) . . . . . 5
◇ 公 告	平成24年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第298号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調査の名称

鳥取県製造業流通調査

### 2 調査の目的

鳥取県産業連関表基準年1年間の県内と県外との商品流通状況を明らかにし、鳥取県産業連関表の基礎資料を得ること。

### 3 調査対象の範囲

鳥取県全域の事業所のうち別に定める品目を生産しているもの

### 4 報告をを求める事項及びその基準となる期間

#### (1) 報告をを求める事項

ア 製造品の自工場生産額、自工場消費額、国内向け出荷額及び輸出向け出荷額

イ 製造品の国内出荷額のうち消費地別構成比及び業種別構成比

#### (2) 基準となる期間

平成23年1月1日から同年12月31日まで。ただし、これにより難しい場合は、この期間を最も多く含む事業年度の期間とする。

### 5 報告をを求める者

工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の名簿及び個票から、調査品目別に出荷額又は生産額が大きい順に県内シェアの約8割を占めるよう選定した事業所（経済産業省が実施する商品流通調査の報告者を除く。）102箇所

### 6 報告を求めるために用いる方法

別に定める調査票を調査事業所に郵便等により送付し、又は送信し、これを回収し、又は受信するとともに、質問する方法で行う。

### 7 報告を求める期間

平成24年6月25日から同年7月31日まで

### 8 調査票情報の保存期間

平成26年3月31日まで

### 9 結果の公表方法

平成23年鳥取県産業連関表として公表する。

## 鳥取県告示第299号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りを許可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 起業者の名称  
中国電力株式会社
- 2 事業の種類  
特別高圧架空電線路 用瀬線 No. 36～42 鉄塔建替工事に伴う調査測量
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
鳥取市河原町曳田字五反田、字塚ノ上、字清水尻り、字堤下、字諏訪、字諏訪山、字清水、字大谷口、字堤下モ平、字大井古、字下山土居、字水汲谷、字水汲山、字振袖山、字大谷、字鐘鑄谷、字鐘鑄山、字下山及び字境ケ谷、渡一木字境ケ谷、字大谷及び字徳道谷、谷一木字居神、字天坪山、字尾崎、字河原田及び字天坪並びに長瀬字蓮田及び字大月
- 4 立ち入ろうとする期間  
平成24年 5 月 1 日から同年11月30日まで

**鳥取県告示第300号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第 2 項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りを許可したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成24年 4 月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 起業者の名称  
中国電力株式会社
- 2 事業の種類  
特別高圧架空電線路 用瀬線 No. 3～12 鉄塔建替工事に伴う調査測量
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
鳥取市用瀬町古用瀬字三本木、字北屋敷、字中川原、字滝谷、字貝ケ谷、字狐岩ノ上、字貝ケ谷平、字貝ケ谷口、字川崎及び字川崎平、別府字築ゲ谷、字築ゲ谷尻、字梅ケ瀬、字濱田、字八幡、字溝添、字キシ田、字権田ケ坪、字外ケ坪、字垣ノ内、字山ノ谷口、字岩山及び字山ノ谷並びに美成字ココ谷、字大谷、字ヒノ谷、字杉ノ谷、字鍛冶屋谷、字上ノ田、字奥田地堂畑、字メクラ谷、字松ケ谷、字天王及び字高田
- 4 立ち入ろうとする期間  
平成24年 5 月 1 日から同年11月30日まで

**鳥取県告示第301号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 4 月20日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
小林 美香	小林歯科医院	岩美郡岩美町大字大谷2424- 2	平成24年 4 月10日	居宅療養管理指導

**鳥取県告示第302号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月20日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
小林 美香	小林歯科医院	岩美郡岩美町大字大谷2424-2	平成24年4月10日	介護予防居宅療養管理指導

**鳥取県告示第303号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月20日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
NPO法人サポートイルカ	米子市新山1	NPO法人サポートイルカ	米子市新山1	生活介護、就労継続支援B型	平成24年3月19日

**鳥取県告示第304号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月20日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人養和会	米子市上後藤八丁目9-23	エポック翼	米子市米原1460-7	自立訓練（生活訓練）	平成24年4月1日

**鳥取県告示第305号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月20日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

西伯郡日吉津村及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

## (2) 期間

平成24年6月1日から同年7月15日まで

## 2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

## 4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業総室、西部総合事務所農林局及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

## 公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成25年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成24年4月20日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

## 1 試験の名称

平成24年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）

## 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事 務	一般コース	19名程度
	環境コース	1名程度
	総合分野コース	5名程度
社会福祉	福祉コース	1名程度

総合化学	一般コース	1 名程度
	食品化学コース	1 名程度
薬 剤 師	公衆衛生コース	1 名程度
	調剤コース	2 名程度
保 健 師		1 名程度
農 業		1 名程度
林 業		1 名程度
土 木		10 名程度
獣 医 師		3 名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第 1 次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額172,900円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 薬剤師及び保健師 昭和52年4月2日以降に生まれた者

イ 獣医師 昭和37年4月2日以降に生まれた者

ウ ア及びイに掲げる職以外のもの

(ア) 昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成3年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成25年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
社会福祉 (福祉コース)	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は平成25年3月31日までに取得する見込みの者であること。
総合化学 (食品化学コース)	食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者又は平成25年3月31日までに所定の課程を修了する見込みの者であること。
薬剤師 (公衆衛生コース) (調剤コース)	薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条の規定により薬剤師の免許を受けた者又は平成25年4月30日までに受ける見込みの者であること。ただし、第97回（平成24年）以前の薬剤師国家試験の合格者については、平成25年3月31日までにこの免許を取得する見込みの者であること。
保健師	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条第1項の規定により保健師に係る免許を受けた者又は平成25年3月31日までにに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者であること。
獣医師	獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定により獣医師の免許を受けた者又は平成25年4月1日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあっては、次のいずれかに該当する者又は平成25年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

（注）日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

## 6 第1次試験

### （1）試験種目

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式又は記述式）、論文試験及び適性検査

（注）論文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

### （2）試験期日

平成24年6月24日（日）

### （3）試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

明治学院大学白金キャンパス本館 東京都港区白金台一丁目2-37

関西大学千里山キャンパス第2学舎2号館 大阪府吹田市山手町三丁目3-35

## 7 第2次試験

### （1）試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）

### （2）試験期日

平成24年7月下旬から8月上旬（予定）

### （3）試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

## 8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

### （1）第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

### （2）採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する論文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

## 9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

### （1）第1次試験合格者

平成24年7月9日（月）（予定）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

### （2）採用候補者

平成24年8月下旬（予定）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

#### 10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成25年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

#### 11 受験手続

##### (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部及び名古屋代表部において配布する。

##### (2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）

により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

##### (3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

###### (ア) 受付期間

平成24年5月11日（金）から同月28日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成24年5月28日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

###### (イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成24年5月11日（金）午前0時から同月28日（月）午後12時まで

#### 12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第1次試験の合格発表以降の日程は、予定であり、変更される場合があること。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。